

平成二十二年十一月臨時会

平成 22 年 第 5 回

# 菊陽町議会 11 月臨時会会議録

平成 22 年 11 月 29 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

# 第5回菊陽町議会11月臨時会会議録

平成22年11月29日（月）開会

菊 陽 町 議 会

# 1. 議 事 日 程

(平成22年第5回菊陽町議会11月臨時会)

平成22年11月29日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第42号から議案第43号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第42号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について

日程第7 議案第43号 平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第2号)について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 坂本秀則君

2番 北山正樹君

3番 石原武義君

4番 甲斐榮治君

5番 芝和長君

6番 岩下和高君

7番 佐藤竜巳君

8番 大塚昇君

9番 福島知雄君

10番 川俣鐵也君

11番 吉本堅君

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

16番 鍋島有志男君

17番 永野輝全君

18番 吉村豊明君

## 3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

## 4. 会議録署名議員

12番 小林久美子君

13番 酒井良一君

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

教 育 長 赤峰洋次君

教 育 次 長 水上孝親君

総 務 部 長 大川育男君

福祉生活部長 眞鍋清也君

産業建設部長 服部貞夫君

会計管理者兼  
会 計 課 長 吉岡典次君

総 務 課 長 阪本修一君

下水道課長 山崎謙三君

総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服部誠也君

## 6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書 記 山 川 真 喜 子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） 改めましておはようございます。

それでは、ただいまから平成22年第5回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番小林久美子君、13番酒井良一君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第42号から議案第43号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出議案第42号から議案第43号までを一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成22年第5回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、公私ともにご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日臨時会をお願いしたところでございます。

それでは、本日の臨時会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

議案第42号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

国家公務員に係る一般職員の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことにより、権衡上改正する必要があると、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、一般職の給料について若年層を除き平均0.1%減額し、平成22年12月の期末手当の支給率100分の150を100分の135に、勤勉手当の支給率100分の70を100分の65に引き下げるとともに、平成23年6月と12月の期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するものであります。

さらに、給与構造改革の給与水準引き下げに伴い、経過措置の算定基礎となる額から0.41%を減額するとともに、給料月額引き下げ改定のあった職員について、4月に支給された給与額の8カ月分と6月に支給された期末勤勉手当を0.28%減額調整するための改正であります。

議案第43号は、平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,788万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,449万2,000円と定め、第2条の地方債の追加補正を行うものでございます。

歳入は、使用料及び手数料を201万8,000円、諸収入を6万5,000円、町債を2,590万円それぞれ増額し、分担金及び負担金を10万円減額するものでございます。

歳出の主なものは、総務費を147万3,000円、維持費を41万円、事業費を2,600万円増額するものでございます。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第42号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第42号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（阪本修一君） おはようございます。

議案第42号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

ご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことにより、権衡上改正する必要があると、議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例改正案の内容は、主に今年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の関係となります。一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことにより、本条例の給与改定に関するものでございますが、給与改定以外の部分につきましては、内容を明確にするため条文を追加するなど改正に関するものが一部ございます。

次のページをお願いいたします。

まず、第1条の菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の改正部分ですが、一般職の給与について若年層を除き平均0.1%減額するものでございます。

改正後の給料表については、別表第1表のとおりでございます。

次のページなんですけれども、そちらのほうをお開きいただきたいと思っております。

行政職給料表でございますけれども、職務の級、1級、2級、3級、4級、5級、6級ございますけれども、その左のほうが号給を書いております。

1級につきましては、今回改定の変更はございません。

それで、2級なんですけれども、次のページをお開きいただきますと、2級の64号でございますけれども、その給料月額が28万2,700円となっておりますと思っておりますけれども、その後28万3,500円ですね。65号給でございますけれども、こちらが一応0.1%変更されておりますので、金額にしますと200円が減額になっております。

それから、続きまして3級なんですけれども、その同じページなんですけれども、3級の上から4行目、48号給なんですけれども、30万9,300円。その以降ですね、49号、31万600円、これから変更で200円が減額されております。

それから、4級なんですけれども、前のページへ戻っていただきますと、4級の32号給、32万6,700円となっておりますと思っておりますけれども、その後33号給から200円から400円程度減額されております。

それから、同じページなんですけれども、5級ですけれども、こちらが24号まで33万9,800円となっておりますと思っておりますけれども、25号給から34万1,500円となっておりますと思っておりますけれども、こちらから200円から500円減額されております。

それから、6級でございます。

一番右端でございますけれども、6級の16号給、35万3,500円となっておりますと思っておりますけれども、その後の17号給、35万5,500円から200円から500円改定されております。

以上が一応今回新たに改定された給料表でございます。

続きまして、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

表題の菊陽町の一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）でございますけれども、左側が現行で、右側が改正案でございます。

第13条第3項の部分でございますけども、第2項の規定についても引用する必要があるため、改正するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第4項と第5項の部分は、月60時間を超える時間外勤務手当を支給するための勤務について、週休日を振りかえた場合の取り扱いを明確にするため、必要条文を追加するものでございます。

続きまして、3ページでございます。

今回の期末勤勉手当の改定部分になりますけども、第19条第2項に12月に支給する期末手当を「100分の150」を「100分の135」に、第3項は再任用職員の改正部分で、「100分の150」及び「100分の85」を「100分の135」及び「100分の80」に、第4項は月額後に「の合計額」を加えるものでございます。

第20条第2項第1号は、次のページをお願いしたいと思いますけども、勤勉手当の支給率を「100分の70」を「100分の65」に、第2号の再任用職員では「100分の35」を「100分の30」に改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

菊陽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）をごらんいただきたいと思いますが、この部分は平成23年6月と12月の期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給率の配分調整についてであります。

第19条第2項で6月に支給する期末手当を「100分の125」を「100分の122.5」に、12月の支給は「100分の135」を「100分の137.5」に改正し、第3項は再任用職員の改正部分で、第2項の一般職の改正に伴い引用部分を改正するものでございます。

次に、第20条第2項第1号は勤勉手当を「100分の65」を「100分の67.5」に、2号は再任用職員の改正部分で「100分の30」を「100分の32.5」に改正するものでございます。内容は、年間の全体の支給率は変わりませんが、6月と12月の支給割合を調整するものであります。

具体的には、一般の職員の場合、本年度は6月の期末手当を勤勉手当と合わせたものが給料月額1.95倍と、12月が2.0倍であるのを来年度は6月が1.9倍と12月が2.05倍に改正するものであります。

7ページをお開きいただきたいと思います。

菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）をごらんいただきたいと思いますが、これは給与構造改革の給料水準引き下げに伴う経過措置の算定基礎となる額の改定部分であります。一般的には、現給保障額と言われているものでございまして、第7条第1項の改正部分ですが、これは改正部分にありますように給料月額「100分の99.76」を乗じて得た額、すなわち0.24%減額となっている部分を「100分の99.59」を乗じて得た額、すなわち0.41%減額するという内容であります。ここで言う給料月額は、平成18年4月の給料表の切りかえ前の給料月額が基準となります。また、減額対象職員について



は定義づけを明確にするため、条文の追加をあわせて行っております。

それでは最後に、附則の部分になりますけども、最初に戻っていただきまして6枚目をお開きいただきたいと思います。

附則の第1項の施行期日でございますけども、今回の給与改定に関する部分につきましては、公布の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときはその日）とありますように、これは議決を得られましたら、今年11月中に公布させていただく予定としておりますので、具体的には12月1日となります。

ただし、第1号にありますように、第1条中菊陽町一般職の職員の給与に関する条例は第13条第3項、第4項及び第5項、並びに第19条第4項の改正規定、これは先ほど説明させていただきました月の60時間を超える時間外勤務手当の関係する必要条文の追加等の部分になりますので、公布の日としております。

また、第2号で第2条の菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の改正、これは平成23年6月と12月の期末手当と勤勉手当の支給率の配分調整の関係を改正するについては、平成23年4月1日となっております。

また、第2項平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置であります。給料月額を引き下げ改定のあった職員については、4月に支給された給与0.28%を4月から11月までの8カ月分と、6月に支給された期末勤勉手当の0.28%の合わせた額を12月に支給する期末手当から減額調整するものであります。

次のページに表がありますが、この表に該当する級、号給の職員の場合はこの特例措置による減額の対象外という内容になっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 今回の人事勧告の措置に従わなかった場合、何らかのペナルティーを科せられるのか、そうでないのか、質問いたします。

○議長（吉村豊明君） 総務課長。

○総務課長（阪本修一君） ペナルティーということではなくて、やはり今、日本経済、そういったもので民間企業のそういった給料関係が抑えられているのに、また大変企業のリストラとかそういうことで、企業との格差があるということでの是正する今回の案件でございますので、市町村としてはこういった形で今までも人事院勧告に基づきまして上げるときも上げてきたし、また下げるときは下げないと、やはり住民の方々のそういう承諾とかご理解をいただくのは難しいんじゃないかと思います。ペナルティー的なものというはつきりしたあれはちょっとわかりませんが、そういったことで必要ではないかと思っております。

(1番坂本秀則君「あるのかないのかを」の声あり)

そここのところは、はっきり今の段階ではちょっとペナルティーをつけるとか、そういうあれは今回するしないについて、そういったあれはあっておりません。

(1番坂本秀則君「ないんでしょう」の声あり)

その辺は今申しましたように、特段そのペナルティーをつけるとか、今の段階ではそういったことで通知は受けておりません。

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉村豊明君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番(小林久美子君) 議案第42号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、この議案について反対討論を行います。

本議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じての条例改定です。人事院勧告が実施されると、給与所得は1998年から12年間で平均70万9,000円も引き下げられています。大幅な賃金削減です。菊陽町職員の場合、今年度の引き下げが平均で7万6,000円、去年は平均で12万6,000円でした。この2年間で合計しますと、20万2,000円にもなります。これは景気回復のための個人消費の拡大に逆行し、職員の生活悪化をもたらすだけでなく、同時に勤労意欲を低下させて、町民サービスにも影響するだけでなく、地域経済の低迷に一層拍車をかけるものです。

今回の人事院勧告は、公務員労働者に犠牲を強いて経済危機を乗り切り、同時に民間労働者の賃金引き下げもくろむ財界大企業の論理と全く同一のものです。今大企業を応援すれば、経済がよくなり、やがて国民の暮らしもよくなるとこの数年言われてきましたが、この論理が成り立たなくなっています。その最大のあらわれは、公務員と同様に、12年間にわたって民間労働者の賃金も下がり続けているからです。民間の給与所得は1997年の平均467万円から、2009年には406万円と61万円も引き下げられ、貧困と格差はますます拡大されてきています。

しかし、どうでしょうか。その一方で、大企業がため込んだお金は244兆円という巨額な内部留保に達して、使い道がないというほど膨れ上がっています。まさに、このような国は世界に類を見ない異常な事態となっていると言わざるを得ません。この巨額の内部留保にメスを入れて、投資や雇用、賃金引き上げなど、日本経済と国民生活に使わせるようにしない限り、日本の経済は閉塞状況から脱することはできないと私は考えます。

人事院は公務員の労働基本権を制約するために、その代償機関として設けられたものです。勧告は自らの所得を投げ捨て、自らの既得権益を投げ捨て、政治的圧力に屈して公務員の人件費削減という民主党菅政権のマニフェスト路線に沿ったものであります。本条例を改定すれ

ば、給与総所得、菊陽町の場合本年度が一般職員で1,600万円、昨年度は2,660万円、合計4,260万円の削減です。これ以上こういうことを続けると、個人消費をさらに落ち込ませることになり、ひいては今の景気をますます落ち込ませることになるという理由で反対を表明します。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

坂本秀則君。

○1番（坂本秀則君） 私も反対の立場で討論させていただきます。

熊本県自治体ラスパイレス指数を見ますと、菊陽町は96.8%です。隣の大津町を見ますと、98.6%。これは0.1%が大体4,000円から5,000円の差と聞いております。それからしますと、大津町との差が7万2,000円。合志市を見ますと97.9%で、金額に直しますと約4万4,000円。それほど菊陽町は低いこととなります。町長がたびたび答弁で申されますが、近隣市町と足並みをそろえてとかたびたび一般質問等での答弁を聞きます。そういったことからすれば、今回勧告に乗らず、今回反対をして、そうすればこの指数も若干上回ってくると思います。職員の仕事への士気向上を図るためにも、ぜひともここで今回の議案に反対して、職員の皆さんの仕事への士気向上を図ってもらいたいと思います。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

石原武義君。

○3番（石原武義君） 議案第42号に対して反対の立場で申し上げます。

先ほど小林議員、坂本議員が述べられたのと同じ趣旨でございますが、2年連続して職員の給料を削減するというのは、これはいかななものかと思えます。職員の士気の低下、勤労意欲の低下、必ずこれはもたらします。一生懸命1年間働いて、また給料が引き下げられた。また1年間一生懸命働いて、また給料が引き下げられた。これじゃ目に見えないマイナスの効果、かなりこれが出てきます。つまり、マイナスの効果といえば、公務員にとって一番必要なサービス精神、サービス精神の低下をもたらします。また、給与の削減等は最後の最後的手段でありまして、菊陽町が赤字団体になってるならともかく、またならんとする寸前ならばともかく、まだそこまで追い詰められてはおりません。

そういう面から見ますと、一番問題なのは職員の士気の低下をもたらす。これによるさまざまな影響、ここにもっと配慮をすべきじゃないかと思えます。国がこうしたからといって、他の市町村がこうしたからといって、私どもは見習う必要はないと思えます。菊陽町は菊陽町であります。昨今、地方分権というのが叫ばれておりますけども、まさしくこの精神をもって、私どもの町は私どもの町という考えのもとでいろいろと判断していただきたいと思えます。

以上を申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○4番（甲斐榮治君） 私はこの議案第42号に反対の立場で討論をいたしたいと思います。

前回、私はこの人勧に沿った町の提案に対して賛成を表明いたしました。そういう経緯がございしますが、あくまでもこれは町民の方っていいですか、一般の民間の方とのその兼ね合いと申しますか、そういった面で賛成をいたしましたけれども、これほどたびたび給与を引き下げるというふうなことは、国家としても大変大きな損失じゃないかというふうに考えます。前に、私は自分で通信を出しておりますけれども、それでそういったことをいろいろ伝えまして、自分の考えを述べましたが、大変なおしかりを受けました。あなたはその給与の引き下げに賛成するかと思うとったら、反対するのとおしかりを受けましたけれども、だけど民間とこういった公民の給与のバランス等については、何か感情的なものではなくて、もう少し冷静な判断が必要ではないかというふうに考えるに至っております。

民主党政権も地方主権と言っておりますが、この人勧の縛りはそう簡単には取れないとは思いますが、本来ならば一生懸命働いたなら、それに対してちゃんとその見返りを給与の形で支払うということが資本主義の原則であるかと思えます。頑張ったら報われるというその精神を除いてしまって、何か全国一斉にせえのだからだれもかれも一緒というふうな、ある意味で言うところと社会主義的なやり方になってしまえば、これはもう労働意欲はなくなってしまうんじゃないかという危惧を持ちます。確かに、民間とのバランスもとるべきですけれども、もうこの辺で国としてももう少し前向きな考え方をすべきじゃないかということを思います。

日本人は織物に縮みというのがあります。韓国あたりからいうと、どうも日本人は縮みが好きだと。縮こまるのが好きだというふうな意味なんですけども、もうそういう考え方じゃなくて、縮むならばこれは将来伸びるために、将来ジャンプするために縮むならば、その縮みはわかりますけれども、最近の縮みはどうも何かあったらその公民をたたく、公民をたたく。そういったことで非常に感情的な進み方をしてるんじゃないかと思えます。この辺で発想の転換をして、先にやっぱり伸びるために縮むなら縮むということでないといけないと思えます。数字の問題もございしますが、物の考え方として発想の転換をすべきじゃないかという意味で、今回の提案については反対の討論をいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

大塚昇君。

○8番（大塚 昇君） 議案第42号に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

この件につきましては、先ほど課長が言われましたように、民間との兼ね合い、周りを見ますと大変冷え切った経済状況、それが一般的な見方であろうかと思えます。やはり公務員、特に役場の職員等は身近に一般の周りの人たち、住民の人たちとの距離が一番近いところにあります。そういったことで、やはり身をもってそれを示すのが一番であろうかと思えますし、先ほど説明がありましたように、月額にすれば200円から500円、賞与等もありますので若干違う

かもしれませんけれども、そういうその日本の経済にどうのこうのするような額ではなかろうかと思います。やはり、周りの人たちが安心するといいますか、納得する金額で人事院もちゃんとした見方をしているものと思いますので、この件については賛成の立場で討論をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第43号 平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、議案第43号平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） おはようございます。

議案第43号平成22年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

内容をご説明申し上げる前に、まず提案理由を詳しくお話ししておきたいと思います。

ソニーに関連しまして、セミコンテクノパークに隣接しております原水工業団地内に污水管布設工事を計画しております。12月補正では工期的に無理があるため、臨時議会での補正をお願いするものでございます。

ご存じのとおり、9月にソニーが生産設備の増強を目的に400億円の投資を行うと発表しました。これに伴いまして、汚水量もふえることとなります。現在、ソニーの污水につきましてはセミコンテクノパーク内の汚水中継ポンプ場を経由して処理されておりますが、この中継ポンプ場の最大処理能力が1日6,500立方メートルで、ソニーから1日5,000立方メートル、そのほかから1日400立方メートルが流入しております。今後のソニーの計画によりますと、来年1月から3月まで1日最大5,500立方メートル、4月から7月までに1日最大6,300立方メートル増産に伴い、500立方メートルから1,300立方メートルの汚水量がふえるとされております。この結果、ポンプ場の処理能力を4月の段階で200立方メートル超えてしまいますので、原水工業団地内の既設の污水管を利用し、1号棟分につきましては自然流下で処理できるように整備するものでございます。

それでは、補正予算の説明に移らせていただきます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入歳出予算についてでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,788万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を15億5,549万2,000円と定めております。

また、第2条で地方債の変更を第2表の地方債補正で計上しているところでございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債の補正で限度額のみ調整を行っております。流域関連公共下水道事業分が増額になりましたことから、2,590万円を増額し、限度額を2億7,920万円としております。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1使用料及び手数料、項の1使用料、目の1下水道使用料、節の1現年度分を201万8,000円増額し、6億6,873万9,000円としております。

次に、款の2分担金及び負担金、項の2負担金、目の2下水道事業負担金、節の2下水道管理費負担金では、堀川ポンプ場維持管理負担金の合志市負担分を10万円減額しております。これは21年度の確定精算によるものでございます。

次に、款の7諸収入、項の2雑入、目の1雑入、節の1雑入でございますが、消費税還付の還付加算金6万5,000円を計上しております。

次に、款の8町債、項の1町債、目の1土木債、節の1土木債を2,590万円増額し、2億7,920万円としております。

9ページをごらんください。

歳出でございますが、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の8報償費を147万3,000円増額しましたのは、受益者負担金の一括納付がふえたことによるものでございます。

次に、款の2維持費、項の1維持費、目の1公共下水道維持管理費、節の11需用費41万円の増額は、落雷によりますマンホールポンプの制御盤故障の修繕費でございます。

次に、款の3事業費、項の1公共下水道事業費、目の2流域関連公共下水道事業費、節の3職員手当等の16万8,000円につきましては、扶養手当と子ども手当でございますが、節の11需用費の消耗品費を16万8,000円減額し、節の3職員手当等を増額しております。節の13委託料548万3,000円の減額は、入札残及び一部翌年度へ回した分でございます。節の15工事請負費の3,348万3,000円の増額は、先ほどお話ししましたソニー関連の工事費と、公共ます設置工事費の不足分、それから井口、辛川地区などの工事費でございます。節の22補償補填及び賠償金の減額は、地下埋設物移転補償費の不用分でございます。

次に、款の4公債費、項の1公債費、目の2利子につきましては、財源の調整でございますが、特定財源の6万5,000円は消費税の還付加算金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページ、10ページの款の3の事業費、目の2の公共下水道事業費ですか、節区分の15の工事請負費の3,348万3,000円です。ソニー関連ということでの説明がありましたけども、原水工業団地が大体今9ヘクタールぐらいあるかと思うんですが、場所的にどのあたりにどのような施設ができるのか。処理場とかと言われたと思いますが、もうちょっと詳しく面積がどのくらいでどのような状況になるのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 下水道課長。

○下水道課長（山崎謙三君） 工事内容につきましては、ソニー1号棟がございますが、1号棟の東側に原水工業団地が今現在あります。ソニー1号棟と原水工業団地の間の周回道路ですね。そこに污水管、延長にしまして171メートル余りですけれども、450ミリの污水管を布設する工事ということになります。

以上です。

（11番吉本 堅君「污水管ですね」の声あり）

はい。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって平成22年第5回菊陽町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時42分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 小 林 久美子

菊陽町議会議員 酒 井 良 一



菊陽町議会会議録  
平成22年第5回11月臨時会

平成22年11月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919